

千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例（平成26年千葉市条例第27号。以下「条例」という。）

第9条の規定に基づき、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会（以下「対策調査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 条例第3条第1号の規定による対策に関する対策調査委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項についての審議については、この限りでない。

2 条例第3条第2号から第4号までに掲げる所掌事務に関する対策調査委員会の会議は、原則として非公開とする。

3 前項の規定にかかわらず、対策調査委員会は、千葉市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が対策調査委員会に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。

(除斥)

第3条 委員は、いじめ等による重大事態に係る調査案件について利害関係を有する等調査の公平性又は中立性を害するおそれがあるときは、当該重大事態に係る調査及び審議に加わることができない。ただし、対策調査委員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(調査)

第4条 対策調査委員会は、条例第7条第1項の調査を行うに際し、その目的、調査の概ねの期間、方法、入手した資料の取扱い等について協議し、教育委員会に報告するものとする。

2 対策調査委員会は、条例第7条第1項の調査を行う場合は、当該調査の進捗状況等を適時に、かつ、適切な方法で教育委員会に報告するものとする。

3 対策調査委員会は、条例第7条第1項第1号の規定により調査対象者から意見、説明等を求める場合には、委員若しくは臨時委員又は調査員が2人以上で行うものとする。この場合において、少なくとも1人は委員又は臨時委員でなければならない。

4 対策調査委員会は、条例第7条第1項の調査に際し、当該調査に係る被害を受けた児童又は生徒及びその保護者等が会議で事実関係に関して意見を述べ、説明等を行うことを求める場合において、調査のため必要であると認めるときは、その機会を与えることができる。

(報告)

第5条 対策調査委員会は、所掌事務（条例第3条第1号に規定する所掌事務を除く。）に関する調査及び審議を終えたときは、報告書を作成し、教育委員会に報告するものとする。

2 対策調査委員会は、所掌事務に関する調査、審議等の結論及びその結論を導く根拠となった資料並びに当該資料により結論を導くに至った判断過程を、前項の報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

(委員会の庶務)

第6条 対策調査委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

附 則

この要綱は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。